

# 清末北京粥廠考——光緒九年を中心に——

村田 遼平

はじめに

荒政という中国王朝国家の政策は、民生の安泰を標榜し、支配の正当性の担保を目的とするとともに、統治の安定という現実的課題とも結び付いていた。清朝の荒政は一八世紀に最も充実したが、一九世紀には衰退し、民間人士による新たな救済の形が現れたという。<sup>(1)</sup>

清末中国における救済の展開は、既存の荒政への批判のうえに成り立っていた。組上に載せられた代表的な救済策として、施粥を行う場である粥廠の設置が挙げられる。『皇朝経世文編』にも粥廠批判が少なからず見られるが、<sup>(2)</sup>慈善家として知られる余治は、既存の粥廠が大規模であるがゆえに救済を受ける人びとにとって機能していないと批判し、小規模、かつ廉価で粥を販売する「粥店」の開設を提唱した。<sup>(3)</sup>しかし、必ずしも救済に資する訳ではないとされた粥廠設置がなぜ行われ続けたのか、そのこと自体の意味を考察する必要がある。

そのなかで、一九世紀、とくにその後半期の北京において、粥廠の重要性が高まったことは注目される。韓光輝は光緒『順天府志』に拠り、清代北京における慈善施設の時間的空間的変遷を論じ、粥廠に、①設置数の増加傾向

という時間的変遷、②清初の城内集中から中後期の郊外さらには遠郊へという空間的拡大、③非官設または私設を称する粥廠増加という性質変化を見出した<sup>(4)</sup>。主に實録に基づき清代北京の粥廠の展開について分析した邱仲麟は、一九世紀の特徴として官民による粥廠開設の頻度上昇を挙げ、その要因に流民増大や城内の貧富拡大を指摘した。そして、とくに官設粥廠の頻度増に関係したのが、郊外や内城外に開設された臨時粥廠であったという<sup>(5)</sup>。これらの研究は、長期的な視角のもと、清代北京の粥廠について基本像を明らかにした点に意義がある。また、やや観点が異なるが、リリアン・リーは北京の食糧防衛について論じるなかで粥廠についても検討し、一九世紀に北京周辺の流民の存在が問題化されていくことを指摘し、道光年間以降一八六〇年代までに食糧防衛手段の比重が、価格安定化を目的とする平糶（穀物の廉価販売）や城門の規制から、直接救済を重視する粥廠に転じたとした<sup>(6)</sup>。

では、清末北京において、なぜ官府による粥廠が重視されたのだろうか。当該期に頻繁に開設された臨時粥廠の存在こそが、解明の鍵である。先行研究では重視の要因について、流民や貧困など当時の社会経済的条件が指摘されてきた<sup>(7)</sup>。そうした問題が粥廠重視の一因となったことは確かであるが、情況の質的な悪化こそあれ、それらは清末に初めて現れたものではない。ゆえに、清末北京における救荒策が、官府にとって如何なる意味を有していたのか検討が求められよう<sup>(8)</sup>。これについて、実証的に示されてはいないが、一九世紀に生じた社会的政治的問題のもと、粥廠が災害救済のみならず民衆制御の主要手段となったというリーの指摘は重要である<sup>(9)</sup>。

また、先行研究では長期的分析こそなされたが、具体例の詳細な分析が不十分である。従って、長期的傾向をふまえつつ、特定の事例を取り上げ、その実施主体に即して、粥廠開設を行う論理を考察することが求められる。

そこで本稿は、光緒九（一八八三）年に臨時増設された粥廠について、とくに開設・閉鎖における官府の論理を中心に検討し、粥廠増設の重点が何処にあったのかを考察する。この年には定例粥廠の他に、北京城郊外と城門付近に臨時粥廠が増設された<sup>(10)</sup>。当該事例を取り上げるのは、一九世紀の特徴たる臨時粥廠の設立にこそ、粥廠設立の背景が看取されるためである。

これまで主に用いられてきた實録等の編纂史料は、詳細な実施過程の確認に困難な場合が多く、檔案は内容が豊富であっても一連の過程すべてを追うことができないとは限らない。ゆえに本稿ではこれらの史料に加え、救荒に携わった官僚の文集など実施過程を確認できる史料をも使用する。これにより、粥廠実施の背景を考察することが可能となる。そのような文集として、周家楣の『期不負齋全書』（以下『全書』と略）を用いた<sup>(11)</sup>。粥廠増設を主導したのは順天府であり、周が当時順天府府尹を務めていたため『全書』には粥廠等の救荒策に関係した史料が複数収録されている。

北京は清朝の首都であり、模範と見なされたという点で特殊ではあるが、清末中国において批判にさらされた粥廠が重視された背景を探ることで、却ってひろく粥廠の位置づけが浮き彫りになると考える。

以下、まず先行研究に拠りつつ北京の粥廠を概観し、次に臨時に開設される粥廠の特徴について述べる。そして光緒九年における粥廠の実施過程を論じ、そこから看取される清末北京における粥廠の性格について考察する。

## 一 清代北京の粥廠

清代北京の粥廠は、官府設立の①定例粥廠、②臨時粥廠、非官府の③民設粥廠、に分類される。本章では、先行研究に即してこれらを概観しよう。

①定例粥廠は、いわゆる五城粥廠を指す。清代の五城粥廠は、順治九（一六五二）年に初めて開設された。北京内外城に及んだ明朝のそれと異なり、清朝では外城が主な開設場所であった。康熙二十九（一六九〇）年には中城の給孤寺・佑聖庵、東城の華嚴寺・海会寺、南城の安国寺・積善寺、西城の増寿寺・万明寺、北城の永光寺・広善寺の一〇カ所に開設されたという<sup>(13)</sup>。ただし清代中期以降、常に上記の寺廟に開設されたのではなく、変動も見られる<sup>(14)</sup>。開設期間は、毎年十月一日から翌年三月二十日を基本としたが、嘉慶年間以降には頻繁に延長されていた<sup>(15)</sup>。各粥廠には、戸部から毎日米二石、銀一両が支出された。冬から春にかけて、北京の貧民を救済することに眼目が置かれていた。

次に、②臨時粥廠は、設立場所によって城門付近と郊外とに分けられる。前者は基本的に内城城門外、後者は北京郊外の郷鎮に開設された。本章でその運営等について詳説するため、ここでは開設回数等を確認するに留める。

實録中に確認される粥廠の増設回数は二六回である<sup>(16)</sup>。臨時粥廠の増設数と城門付近・郊外の種別について表一にまとめた。表一から城門付近と郊外という両種の粥廠に共通する傾向として、同治年間以降に顕著な頻度上昇が見られ、一九世紀北京における官府の粥廠重視傾向を確認することができる。

表一 清代北京粥廠増設数

開設年度	増設数	場所	開設年度	増設数	場所
康熙42年 (1703)	30	城門	同治5年 (1866)	13	城門、郊外
雍正3年 (1725)	5	城門	同治10年 (1871)	6	郊外
乾隆8年 (1743)	2	郊外	同治11年 (1872)	6	城門
乾隆24年 (1759)	5	城門	同治12年 (1873)	6	城門
乾隆27年 (1762)	10	郊外	光緒2年 (1876)	5	郊外
乾隆36年 (1771)	4	郊外	光緒3年 (1877)	19	城門、郊外
乾隆57年 (1792)	5	郊外	光緒4年 (1878)	1	郊外
嘉慶6年 (1801)	7	郊外	光緒9年 (1883)	11	城門、郊外
嘉慶22年 (1817)	6	郊外	光緒14年 (1888)	3	城門
嘉慶24年 (1819)	6	郊外	光緒16年 (1890)	7	城門、郊外
道光3年 (1823)	7	郊外	光緒19年 (1893)	18	城門、郊外
道光12年 (1832)	7	郊外	光緒20年 (1894)	2	郊外
咸豐6年 (1856)	6	城門	光緒26年 (1900)	2	不明

典拠：邱仲麟「清代北京的粥廠煮賑」（『淡江史学』10号、1999年、232頁）。中国第一歴史檔案館編『嘉慶道光兩朝上諭檔』第22、24冊、桂林：広西師範大学出版社、2000年。『清實録』。

註：開設年は邱仲麟の設定に従い、年度で表記した。表中の「康熙42年」とは、康熙42年7月から43年6月を指す。括弧内は西暦である。

また、咸豊年間以前には、同一年度に城門付近・郊外粥廠のいずれかが増設されていたが、同治年間以降に出現した、同時期に両方実施される事例に注目すべきである。こうした増設事例の出現こそ、清末北京の官設粥廠における大きな変化のひとつであるが、ここに粥廠の性格および官府の粥廠に対する認識の変質が反映されていると言えよう。<sup>(17)</sup>

最後に、③民設粥廠は、普濟堂粥廠のように康熙年間から存在していたが、<sup>(18)</sup>嘉慶年間以降に「士紳」による粥廠が増え、顕著な増加は同治年間以降に確認される。光緒四年には歩軍統領榮祿によって「民捐粥廠は二十カ所を下らない」と言及され、<sup>(19)</sup>官設の定例・臨時粥廠と比べても遜色ない数となっていた。ただしこうした粥廠も、官府からの穀物支給を頼りに運営していたものが多く、更なる検討が必要と考えられる。<sup>(20)</sup>

以上が清代北京の粥廠の概要である。次章では、本

稿の主たる分析対象となる②臨時粥廠について詳しく論ずる。

## 二 臨時粥廠

本章では、臨時の城門付近粥廠および郊外粥廠について、開設地・運営体制・設立目的の三点に即して述べる。

### 1 城門付近

城門付近の粥廠増設地は常に一定ではなく変動していた。表一の増設事例に基づき、管見の限り判明する具体的な開設地について表二にまとめた。粥廠所在地に近接する城門は、安定・東直・朝陽・徳勝・西直・阜城各門を中心とした内城城門であった。ただし、内城城門のなかでも東西北に位置する門に限られ、南辺の崇文・正陽・宣武各門は増設対象とならなかった。これら三門は外城に繋がっており、外城には定例の五城粥廠が開設されていた。

ゆえに、崇文門など三門における粥廠増設の必要性を官府が認めていなかったと推察される。また、咸豊六（一八五六）年を始めとして、より具体的な開設地が判明するが、光緒九年の左安門内吉祥庵を除き、いずれも門外に開設されている。城門付近の粥廠は、北京内城を中心として北京城城門外に所在したのである。

次に運営体制である。北京城の附郭である大興・宛平両県が運営実務を担当し、都察院から派遣された御史が監督を行っていた。<sup>(21)</sup>

ただし、実際に両県から人員が派遣された訳ではなく、委員を中心として運営されていた。<sup>(22)</sup> 咸豊七年、両県は業

表二 粥廠増設地一覽

開設年	郊外	城門付近
康熙42年	なし	不明
雍正3年	なし	東直・西直・安定・右安・広寧各門
乾隆8年	不明	なし
乾隆24年	なし	不明
乾隆27年	東壩、盧溝橋、黄村、清河、樹村	なし
乾隆36年	東壩、盧溝橋、黄村、清河	なし
乾隆57年	東壩、盧溝橋、黄村、清河、樹村	なし
嘉慶6年	盧溝橋、黄村、東壩、採育、大井	なし
嘉慶22年	礼賢鎮、採育、定福莊、龐各莊、長新店、清河	なし
嘉慶24年	大興4カ所、宛平2カ所	なし
道光3年	盧溝橋、黄村、東壩、清河、採育、龐各莊、榆堡	なし
道光12年	定福莊、採育、黄村、盧溝橋、龐各莊、清河、青白口	なし
咸豐6年	なし	安定門外大福院、東直門外朝陽寺、朝陽門外南海会寺、德勝門外華嚴寺、西直門外広通寺、阜城門外慈明禪林
同治5年	定福莊、黄村、龐各莊、採育、盧溝橋、孫河、清河	安定門外正高廟、東直門外広福院、朝陽門外観音寺、德勝門外華嚴寺、西直門外天仙廟、阜城門外円広寺
同治10年	黄村、礼賢鎮、龐各莊、盧溝橋、定福莊、清河	なし
同治11年	なし	安定、東直、朝陽、德勝、西直、阜城の六門外
同治12年	なし	安定、東直、朝陽、德勝、西直、阜城の六門外
光緒2年	礼賢鎮、定福莊、清河鎮、龐各莊	なし
光緒3年	盧溝橋、礼賢鎮等4カ所（礼賢、定福莊、清河、龐各莊か）、趙村、鮑家莊、張家湾	安定、東直、朝陽、德勝、西直、阜城の六門外
光緒4年	盧溝橋	なし
光緒9年	定福莊、黄村、龐各莊、採育、孫河、清河	阜城門外円広寺、西直門外天仙廟、左安門内吉祥庵、東直門外行宮廟、南西（右安）門外蓮海寺
光緒14年	なし	朝陽・安定・西直各門
光緒16年	孫河、定福莊、採育鎮、黄村、龐各莊、盧溝橋	六門外
光緒19年	孫河、定福莊、馬駒橋、黄村、龐各莊、盧溝橋	六門外
光緒20年	大紅門、定福莊	なし
光緒26年	不明	不明

典拠：『清實録』、『大清會典事例』卷1035、『欽定辛酉西工賑紀事』、『嘉慶道光兩朝上諭檔』第22・24冊、順天府檔案。

務過多により、官衙人員から粥廠常駐人員を十分に充てることができないため、委員四名が各三名の佐雜を帯同して増設各粥廠に派遣された。この時の委員はみな、候補官または未流入者であった。また監放（運営監督）の滿漢御史には文武員弁五、六名が付けられた。<sup>(23)</sup>委員は一カ月を目安に交代することとされ、<sup>(24)</sup>これは粥廠業務による疲労蓄積に加えて、同一委員が同じ廠を長期間担当することによる弊害が懸念されたためであった。<sup>(25)</sup>

最後に設立の背景だが、しばしば言及されたのは利用者の便宜である。例えば咸豊七年の事例では、外城の定例粥廠のみでは施粥を望む城内旗民の生活維持に不十分であるため、内城城門外に粥廠を増設したとされる。<sup>(26)</sup>ここから、城門付近粥廠の主たる利用者として、とりわけ内城居住の旗人が想定されていたことが窺える。その背景には、貧困に陥る旗人の増加という北京の社会情況が影を落としていたことは疑い得ない。<sup>(27)</sup>

では、内城居住者への配慮という目的をもつ粥廠増設は、実際に如何なる結果に至ったのであろうか。咸豊年間初めの山東道監察御史吳焯の上奏では、内城城門付近に開設された粥廠を北京城内の旗人・民人が十分に利用できない現状と、その要因としてすべての臨時粥廠が城門外に所在し、開設地の重複も見られることが指摘された。<sup>(28)</sup>城内の旗民に食を提供するという開設目的は、その所在地ゆえに達成されていなかった。

城門付近に増設された粥廠は、候補官による運営の下、主として内城居住者の粥廠利用の便を図ることを目的として実施されたものであった。しかし、開設場所が城門外であることにより、現実には必ずしも目的に即した結果にならなかったのである。

## 2 郊外

乾隆八（一七四三）年に北京郊外に初めて粥廠が増設されて以降、その開設地は一九カ所を数える<sup>(29)</sup>。三回以上開設された場所は、東壩、盧溝橋、黃村、清河、樹村、採育、大井、定福莊、龐各莊、孫河である。これらは北京へ通じる街道上という重要地点に位置し<sup>(30)</sup>、うち黃村（南路）、盧溝橋（西路）は、順天府属下四路庁の官庁所在地であった<sup>(31)</sup>。

こうした開設地の構成にも明らかのように、郊外粥廠の運営に関与したのは順天府であった。各粥廠には実務人員として、順天府から委員・差役各一名、大興宛平両県から衙役各二名が派遣され、中央から監督人員として京官（在京官僚）が各廠に一名ずつ送られていた。監督の京官は三、四品の官職在位者から選ばれ<sup>(32)</sup>、みな担当粥廠に常駐したようである<sup>(33)</sup>。城門付近の臨時粥廠と異なり、その人員中に候補官は確認されない。相対的に郊外粥廠の運営は、支配上の観点から重視されたことが窺える。

次に設立目的であるが、乾隆八年到北京の東の通州と西の良郷が開設地に選定された。これは流民となった貧民を、春耕に合わせて現住地へ送還するのに便がよいという理由からであった<sup>(34)</sup>。しかし、二十七年には送還について言及されず、北京近郊の貧民が五城粥廠を利用しにくいこと、五城粥廠に求食者が集中すると騒擾を惹起しやすいうことが挙げられ、近郊の地が選ばれた<sup>(35)</sup>。三十六年には北京・近郊鄉村間に浸水地帯が広がり収穫不十分となったが、被災地から北京までやや遠いため、近郊居民は五城粥廠へ赴きにくいという事情が理由とされた<sup>(36)</sup>。實録ではないが、嘉慶七（一八〇二）年には、穀物の端境期の外来就食者増加で定例粥廠のみでは不足するという理由を以て郊外粥廠

が増設され<sup>(37)</sup>、ここでは明確に近郊居民よりも外来者が焦点とされていた。ところが道光三（一八三二）年には、再び近郊居民の領粥の便宜が言及された<sup>(38)</sup>。このように、道光年間初めまでの郊外の臨時粥廠開設において、五城粥廠に対する近郊居民の利用しにくさが主な増設理由とされていた。粥廠を利用する周辺地域の民衆に重点が置かれていたと言えよう。

だが、道光年間半ば以降、こうした設立の背景は明示されなくなっていく。道光十二年には六カ所に粥廠が増設されたが、先行増設の五カ所では直隸省の収穫不良が開設理由とされ、残り一カ所では既設粥廠へ赴くのが不便であると<sup>(39)</sup>言及するのみであった。そして、同治・光緒年間のほとんどの増設事例では、道光以前のような明確な増設事由が挙げられないのである<sup>(40)</sup>。

主として實録に見られる郊外粥廠の開設目的として、当初頻繁に言及された近郊居民の存在は次第に後景に退いていった。また、これと並行して、同治年間以降の粥廠の増設頻度上昇が看取される。内城城門付近の粥廠においても、咸豊年間には当初の開設目的とは異なる情況にあつた。このような清末北京の臨時粥廠をめぐる理念と実情のズレは何を意味したのだろうか。そして、清末の粥廠増設において官府は何を重視していたのであろうか。

### 三 光緒九年の粥廠

光緒九年は城門付近のみならず郊外にも粥廠が増設された。本章では、この年の北京における増設粥廠の具体的な展開の検討を通して、清末の官府が粥廠をどのように位置づけていたのか考察する。

## 1 光緒九年の状況

光緒年間初めの華北は、連年自然災害に襲われ、とくに光緒二―五年の大旱災が甚大な被害をもたらした。これにより穀物価格が急騰するが、その後災害の鎮静化に伴い価格は落ち着きを取り戻し、光緒九年五月には、雨がやや少ないながらも麦は豊作であるとされていた<sup>(42)</sup>。

しかし六月下旬、突如として大雨に襲われた。北京では六月十九日から二十五日にかけて雨が降り続き、とくに二十二、二十五日夜には雷を伴う激しい雨であった<sup>(43)</sup>。北京の東、通州も大雨が降り、城内東を流れる運河の決壊により、東部城門付近一帯では通行に筏を要するほど浸水し、各種穀物価格が高騰した<sup>(44)</sup>。これ以降も八月まで断続的に大雨に見舞われ、順天府南部や天津などでも同様の降雨があった<sup>(45)</sup>。一連の降雨は、直隸省に同治末年以来の水害をもたらした<sup>(46)</sup>。

## 2 増設過程

こうしたなか七月十五日に、直隸総督李鴻章、兼管順天府府尹畢道遠、順天府府尹周家楣は、通州など被災州県の郷村へ委員を派遣し調査したうえ救済するよう命じられた<sup>(47)</sup>。この上諭を受けて、順天府各州県では救荒策が講じられたが<sup>(48)</sup>、これらの策は順天府・直隸省のみならず隣省山東省からの流民の存在も意識されていた<sup>(49)</sup>と思われる<sup>(50)</sup>。これは前年から山東省でも水害が発生し、多くの被災民が直隸省へも流入していたためであった。

八月十三日、御史張人駿により京師における救済策が提議された。その内容は、①京外四隅への粥廠増設、②北京城内外における平糶の実施、③城内溝渠の修理、④五城捕務への経費追加発給、の四点である。①は外来流民に留まる場所を用意し、みだりに北京城内に入らせないようにすることを眼目としていた。<sup>(51)</sup>張の提議に、北京への流民を防ぐ目的があつたことは明らかである。

この上奏を受けて八月十四日には、戸部、工部、歩軍統領衙門、順天府に対して、協議のうえ具奏し、張の上奏文を抄写知悉させることを命じる上諭が下された。<sup>(52)</sup>

そこで八月二十五日に順天府は、同治六（一八六七）年の先例に倣い、「六城門外」と「近京各鎮」における粥廠増設を提議した。<sup>(53)</sup>同治六年の先例とは、城門付近・郊外の両粥廠が同時期に開設された初の事例である。

以下、これら臨時粥廠の開設・閉鎖過程を論じるが、その前に光緒九年の定例粥廠と臨時粥廠、民設粥廠について確認しておく。

定例粥廠と思しき「五城官廠」一五カ所は、降雨による物価騰貴のため、例年より一カ月半早い八月十六日から翌十年五月五日まで二五七日間開設された。<sup>(54)</sup>九、十月の西城の粥廠では、毎日四〇〇〜七〇〇人が粥を受け取り、十二月頃には千人弱まで増加した。<sup>(55)</sup>

臨時粥廠は、城門付近粥廠五カ所が十一月十五日から翌年九月二十八日まで計三三八日間<sup>(56)</sup>、郊外粥廠六カ所が九月十五日から翌年閏五月二十四日まで計二七六日間開設されていた。<sup>(57)</sup>郊外粥廠には、増設に先立ち粟米一万石と銀二千両が支給された。<sup>(58)</sup>城門外粥廠については明らかでないが、光緒九年の臨時粥廠関連経費等の合計は、銀一万一

〇八七六六〇五五両、錢二万二八三四九〇〇文、消費穀物は粟米一万二六八二六四石であった。<sup>(59)</sup> 郊外粥廠では、毎日米二石分を煮炊きしたと見受けられ、各粥廠の利用人数は毎日千人から四千人であった。<sup>(61)</sup>

「紳士」の運営する民設粥廠は、定例粥廠と同じく八月十六日から開設するとされ、<sup>(62)</sup> 中城の朝陽閣を始めとした外城の粥廠八カ所には、月に総計三三三〇石が戸部より支給された。<sup>(63)</sup> なお、粥廠以外の救荒策として、廠で貧民に対する棉衣支給のほか、倉米・漕運米・採買（穀物の買付け）に基づく平糶が実施された。<sup>(64)</sup>

#### （一）「近京各鎮」粥廠

順天府は属下州県の被災を受け、被災各州県に現地で救済を行うように指示を出し、さらに流離しないよう被災民に曉諭することを命じた。しかし、民衆の生活情況は予測しがたく、順天府は大興・宛平両県村莊からの被災報告を受け、近京各鎮の情勢に鑑み、郊外粥廠を先に増設して北京近郊の貧民を救済すべきと判断した。<sup>(65)</sup> すなわち、郊外粥廠増設の目的は、かれらが粥廠を利用しやすくするためであった。基本的に順天府は、現住地での救済を目指しており、被災民の流民化を警戒していた。

ただし、先例で定福莊、黄村、龐各莊、採育、盧溝橋、孫河、清河の七カ所とされた郊外粥廠の開設地は、実際には盧溝橋を除く六カ所に留まった。すでに盧溝橋には、前任西路同知鄒在人の集めた資金とその利息、および順天府から支給された資金、給付された穀物を基に西路同知が粥廠を開設しており、<sup>(66)</sup> 順天府は粥廠の重複設置を避けたのである。

こうして粥廠が増設された郊外郷鎮の詳細は、光緒『順天府志』卷二七・地理志九・邨鎮一によると次の通りで

ある。なお、粥廠初出年も付記した。

定福莊 大興県。北京城から（以下同じ）東南に二六里。道光十二年。

黄村 大興県。西南に五〇里。南路庁署所在。巡檢・司獄駐在。乾隆二十七年。

龐各莊 宛平県。西南に七〇里。巡檢駐在。道光十二年。

採育 大興県。東南に七〇里。巡檢および綠營（都司把総）駐在。嘉慶六年。

孫河 大興県。東北に三〇里。同治五年。

清河 宛平県。北に二〇里。乾隆二十七年。

このうち北京城から比較的離れた黄村、龐各莊、採育の三カ所に共通するのは、巡檢や綠營が駐在する点である。郊外の粥廠増設地選定の背景について順天府は言及していないが、場所とその性格から、単に街道沿いを選んだのではなく、粥廠を利用する民衆の行動を制限したい、つまりこれ以上北京に向かつて流民が進むことを防ぎたいという思惑があったと推察される。黄村・龐各莊兩粥廠には後に流民を收容する小屋が建造され、他四廠も收容措置を取り、郊外粥廠は、良郷・固安兩県において設置された北上する流民の截留を目的とした廠と併せて、流民対策の一環であった。<sup>(68)</sup> 光緒九年時の北京城郊外臨時粥廠には、周辺居民の便宜という言辞が示されながらも、流民の行動制限に対する官府の意向が窺える。<sup>(69)</sup>

(2) 「六城門外」粥廠

では、北京城城門付近に開設が予定された臨時粥廠は、如何なる経過を辿ったのだろうか。同治六年の先例では

内城城門付近の寺廟が開設地とされたが、郊外粥廠同様に城門付近粥廠も先例通りとはならなかった。順天府は、九月一日の北京城内粥廠および十五日の郊外粥廠の開設を待ち、利用人数を視察し状況を勘案したうえで「六城門外」粥廠の有無を判断するとの方針を採ったのである。<sup>(70)</sup> その結果、順天府は以下のように提議した。

六鎮粥廠はすでに開設し炊き出しをしています。六門外粥廠は、もとは先例に照らして、安定門外正高廟、東直門外広福院、朝陽門外観音寺、徳勝門外華嚴寺、西直門外天仙廟、阜城門外田広寺に、(郊外粥廠開設の) すぐ後に状況を調査し、続けて開設する予定でした。ただちに各門外を調べましたところ、各官紳及び各善堂が粥廠を開設しているところがありました。私どもは協議して、まだ粥廠の開設されていない門を改めて選び設立し、近隣居民が都合よく食を受け取れることを期するのがよいと考えております。十一月十五日を期日として、阜城門外田広寺、西直門外天仙廟は先例通りに開設し、また左安門内吉祥庵、東直門外行宮廟、南西門(右安門)外蓮海寺を場所として選び粥廠を開設します。計五廠で、一斉に処置します。<sup>(71)</sup>

候補地の城門付近のうち、すでに粥廠の開設されている場所があったため、順天府は、近隣居民の粥廠利用を取り計らうべく、粥廠未設置の城門近くの場所を選定した。それが田広寺、天仙廟、吉祥庵、行宮廟、蓮海寺である。安定・朝陽・徳勝各門付近の開設は取りやめ、新たに左安・右安両門付近の寺廟が選ばれた。また、東直門は引き続き開設対象の城門であったが、開設地の寺廟が広福院から行宮廟へ変更された。開設対象から外れた三城門に官紳・善堂運営の粥廠が存在していたとされるが、これらが当初候補地(正高廟、観音寺、華嚴寺)にあったのか明らかではない。<sup>(72)</sup>

このように城門付近の臨時粥廠は、先行した郊外粥廠および善堂等による粥廠の状況を勘案して開設されることになった。こうした増設過程から、二種の臨時粥廠が、個別的ではなく一定程度の関連性を以て順天府に捉えられていたことが確認できる。また、「居民領粥」を名目に、城門付近の既設粥廠の有無を考慮して開設地が決められたことは、粥廠運営地の決定プロセスとして興味深い。前述の如く、咸豊初めの城門付近の粥廠増設の際にも、重複開設に注意が向けられており、少なくとも一九世紀後半以降には、先例を挙げつつ実際の状況に即して開設地を決定すべきとみなされていた。<sup>(73)</sup>

また、調査後の開設地として、北京外城の南に位置する左安門・右安門が選ばれたことは注目に値する。先例に従い候補地とされたのは内城城門のみだが、光緒九年には最終的な開設地として外城城門も含まれたのである。

城門付近の臨時粥廠の開設が基本的に内城城門に限定されたことは、内城居民の領粥しやすさという元来の臨時粥廠増設の目的に即していた。光緒九年も同様に、近隣居民の利用の便宜が開設地選定の理由として言及されたが、最終的には内城だけでなく外城城門までも選定された。近隣居民の便宜という目的をそのまま受け取れば、粥廠未設の地における「附近居民」として順天府に想定される人びとは、内城居民のみではなく外城居民、さらに城外居民にも及んだと推察される。これは、左安・右安両門が内城から最も遠い位置に所在することにも示唆される。<sup>(74)</sup>

光緒九年の臨時粥廠は、同治六年の先例を参照しつつも完全には踏襲せず、すでに粥廠が運営されている地への重複開設を避けて実施された。順天府は、郊外と城門付近の粥廠を別々に展開するのではなく、郊外粥廠の開設後に北京城各城門の調査を行ったように、両者の有機的連関のもとに救荒策を講じた。また、城門付近の臨時粥廠の

主たる対象は内城居民に限定されていなかった。次節では、二種の臨時粥廠が閉鎖へと至る流れを見ていく。

### 3 閉鎖過程

光緒十年に入り小暑を迎える頃には食糧事情に改善が見られたため、まず郊外粥廠が、光緒十年閏五月二十四日を以て閉鎖した。ただし城門付近粥廠については、情況改善が耕作地を持たない極貧の人にも及んでおらず、兩種の粥廠を一度に閉鎖することによって、かれらが生活を営めなくなってしまうことが懸念され、<sup>(75)</sup>同時期の閉鎖に至らなかった。こうして郊外粥廠は、およそ九カ月間の役割を終えた。

その後、順天府は城門付近粥廠の閉鎖について建議した。建議では、郊外粥廠閉鎖の上奏を引用後、以下のよう述べられている。

続いて「他廠」がすでに（粥廠運営より）退いたため、（臨時開設の）各門粥廠に食を求める者の数が日毎に増加し、多いところでは一廠で二千数百人にもなりました。幸いなことに耕地は雨を得て、秋の収穫が近くなりましたが、気脈はまだこれら（粥廠を利用するような）極貧無籍の民にまで及んでいません。九月中の官紳各粥廠の開始を待つべきです。それらの廠で貧民が食にありつけば、各門の廠が停止しても生計が途絶えることにはなりません。願わくは統設の五門各粥廠は九月二十八日に一律停止といたく存じます。<sup>(76)</sup>

閉鎖期日の決定は城内の官紳粥廠が九月中に開設されることを前提とし、開設時同様に閉鎖過程においても、北京城内の他の粥廠の動向がふまえられていた。やはり順天府にとって、官設・民設を問わず、定例・郊外・城門付近

等の各種の粥廠が有機的な全体性のもとに捉えられていたのである。

さて、城門付近粥廠の開設・閉鎖において常に北京城内の粥廠の存在が念頭に置かれたことからすれば、ここで「他廠」とは、五城粥廠および城門付近の粥廠増設時に言及された官紳・善堂の廠を指すと思われる。<sup>(77)</sup>ただし、先の郊外粥廠閉鎖時に順天府が「田の種うるべき無きの極貧民人」は城門付近粥廠へ赴くと想定したように、郊外粥廠の閉鎖が城門付近粥廠の利用者増の一因となった可能性を否定できない。

郊外粥廠の閉鎖後、同粥廠の利用者が城門付近粥廠へ流れていったことは確かだろう。郊外粥廠はその開設事由として近隣居民を挙げたが、実際には流民の收容施設も兼ねており外来求食者をも対象としていた。従って、郊外粥廠閉鎖に伴い城門付近粥廠を利用せざるを得なくなった者には、流民が多く含まれていたと推察される。順天府は、郊外粥廠を閉鎖した後、收容されていた外来流民を北京城外の普濟堂・功德林に送り留めさせ、以前より普濟堂・功德林にいた者のなかで自ら働けない者を「五門粥廠」すなわち城門付近粥廠に移送することにして<sup>(78)</sup>いた。もとより普濟堂等は北京城への流民を留め原籍地への送還に備える施設であるため、普濟堂等から城門付近粥廠へ移された者もまた、北京へ来た流民であつた。そして、城門付近粥廠の閉鎖において、北京城内居民への言及は一貫して看取されないのである。

以上から、臨時粥廠の利用者として流民が存在するのみならず、流民への対処を前提とした臨時粥廠の姿が浮き彫りとなる。

ここで、前述した城門付近粥廠の開設について想起したい。従来、内城城門にだけ開設されていた城門付近粥廠

が、光緒九年には外城の左安門・右安門も対象となり、外城・城外居民までもが利用者として想定されていた。ここに流民の存在を見ることができ、城門付近粥廠の開設時を振り返れば、郊外粥廠の開廠後の調査を経て、開設地が決定されていた。前節ではこの過程について、候補地のなかで既設粥廠の存在する城門が除外されたことのみ強調したが、郊外粥廠との関連で言えば、この調査には単に城門付近粥廠の開設候補地近くにある粥廠の有無を確認するに留まらず、北京城へと到る流民の状況に対して、郊外粥廠開設が与える影響を確認する意味があったのではないか。外城城門付近における粥廠増設は、主として北京南方から北上する流民への対処を前提としていたと推測され、閉鎖過程においても流民の存在が垣間見られることは、前述の通りである。ゆえに、流民を収容する施設をもつ郊外粥廠だけではなく、城門付近粥廠の運営にも流民への対処が前景に表れていたと考えられるのである<sup>(79)</sup>。

光緒九年の臨時粥廠は、各粥廠の周辺居民の利用に供するためという従来同様の目的が示されていたが、開設場所や閉鎖過程を見ると、流民対策としての側面が重視されていた。ゆえに、郊外・城門付近の両粥廠は個別ではなく、流民への対処という共通目的のため、有機的な連関のもとに運営されたのである。

## おわりに

本稿では、清末北京における粥廠、とくに臨時増設される粥廠について、概要を確認したうえで、光緒九年の事例を中心に論じてきた。この年、順天府は郊外と城門付近に粥廠を増設したが、これらは同治六年の先例に拠りつつ状況を勘案して進められ、相互連関的に運営されていた。増設にあたり、すでに粥廠が開設されていた盧溝橋を

郊外粥廠の候補地から除外し、城門付近粥廠も候補地の調査に基づき重複を避けて開設された。その後、食糧情況の改善を確認し郊外粥廠が閉鎖されたが、城門付近粥廠は、情況の更なる好転と北京城内他粥廠の開廠を待つてから閉鎖されることとなった。

連関しあう両臨時粥廠の運営から、内城粥廠は城内格差の拡大、郊外粥廠は流民増加、という各臨時粥廠の個別的原因のみを以て、一九世紀後半の北京における粥廠重視という趨勢の背景と考えることは不十分だろう。郊外・城門付近の両粥廠が同時期に開設されるようになった同治年間以降の救荒においては、両者を切り離すのではなく、より総合的に捉えなければならない。

光緒九年の城門付近粥廠には、流民への対処を窺わせる要素が複数存在した。先例で対象とされていない外城城門にも粥廠が開設された点、順天府が閉鎖過程でも流民を念頭に置いていた点、普濟堂等から収容者たる流民が移送された点などである。郊外粥廠との連関的な運営も、流民という共通項を背景に行われたと見なすことができる。清末北京における粥廠は、貧民の救済という理念的文脈が示されながらも、現実にあふれる流民への対処としての側面を強く意識し、実施されたのである。

このような流民対策としての側面を濃厚に有した粥廠は、他地域にも類例を確認できる。光緒初年の華北大旱災による「難民」の渡江に対して江蘇巡撫が設置した粥廠である。<sup>81</sup> こうした「難民」のうち、都市へと至った者は以後、都市下層社会を形成していった。<sup>82</sup>

一九世紀半ば、相次ぐ戦乱や自然災害により、鄉村社会は社会関係の希薄な流民を大量に生み出した。まさしく

本稿で論じてきた粥廠は、こうした人びとを意識し、実施されたのであった。清朝による救荒は、そのような流民に対処することを迫られていたのである。

しかし、すでに同治年間には、一八世紀の大規模な救荒を支えた穀物備蓄制度は破綻し、財政も逼迫していた。だが、流民は絶えず発生した。更なる混乱の回避を目指すためには、流民を都市へと至らせないことを目的とする粥廠への変貌を余儀なくされ、粥廠は貧民救済の実を失わざるを得なかったと考えられる。ここに清末における救荒の変質が看取されるのである。本稿冒頭で挙げた余治等「善士」による官府の粥廠批判も、流民を防ごうとするあまり、困苦する人びとを助けるといふ救済の理念にもとると映つたためではなからうか。

では、なぜ北京では、流民への対処を目的とした官府の粥廠設置政策が、城内への流民流入阻止を目的化したのだろうか。光緒三年に御史曹秉哲は、内城城内に所在する粥廠を城門外に移し堤防とすべきと主張した。彼の提案は、内城貧民の粥廠利用の不便よりも当地の現状打開を重視していた。内城は嚴肅なる場所であり、外来飢民の集まるべき地ではなく、数千人が崇文・宣武門内の粥廠を利用することで、ごろつきへの稽察が行き届かなくなることを曹は恐れていた<sup>(83)</sup>。同時期に他の京官は、城内外の粥廠には土着の者が殺到し、外来飢民が利用できず城内で餓死していると述べた<sup>(84)</sup>。

安寧たるべき北京の秩序を脅かす流民、粥廠を利用できず命を落とすこともある流民、一九世紀後半の清朝中央において粥廠を語る際に、流民の存在は顕在化する。こうした官の「民」へのまなざし自体は別に検討を要する課題である。しかし、北京城へ流入する民衆が少なからず存在し、在京官府や官僚につよく意識されていたことは確

かである。折しもこの時期、直隸省では捻軍を契機とした治安悪化、北京も第二次アヘン戦争時の英仏軍進軍を経た。かかる状況のもと、北京への流入者に対して、清朝中央が鋭敏に反応したと考えられよう。<sup>(85)</sup>これらの点からすれば、本稿で論じた一九世紀後半北京における粥廠増設には、京官の意識も関係していたのではない。粥廠増設には、単に救荒という困苦する民衆を救う政策的要素だけではなく、治安悪化の誘因となりかねない流民への懸念という京官の認識が少なからず作用していたのではないか。北京において粥廠設置という救荒策が堅持された背景は、このように粗描することができる。

本稿では、民設粥廠を官府の側から捉えるに留まったが、清末北京における増加の意味は、官府の思惑とは別に論じなければならない。そして、粥廠設置の要因となった流民の存在や、その析出する社会状況については、一九世紀の清朝を考えるためにも更なる検討が必要である。

## 註

- (1) Pierre-Etienne Will, *Bureaucracy and Famine in Eighteenth-Century China*, Trans. Elborg Forster, Stanford, Calif.: Stanford University Press, 1990. 新たな展開である「義賑」については、朱澍『民胞物与——中国近代義賑(1876-1912)』北京：人民出版社、二〇一二年を参照。
- (2) 『皇朝経世文編』卷四二・戸政一七・荒政二。
- (3) 余治『得一録』卷五之三。彼の実践については、高橋孝助『飢饉と救済の社会史』青木書店、二〇〇六年、一一九～一二六頁を参照。
- (4) 韓光輝『清代北京賑恤機構の時空分布』『從幽燕都会到中華国都——北京城市嬗变』北京：商務印書館、二〇一一年『清史研究』一九九六年第四期に初出。
- (5) 邱仲麟『清代北京的粥廠煮賑』『淡江史学』一〇号、一

九九九年。

(6) Lijian M. Li and Alison Dray-Novoy, "Guarding Beijing's Food Security in the Qing Dynasty: State, Market, and Police", *The Journal of Asian Studies*, 58(4), 1999, p.1017. Lijian M. Li, *Fighting Famine in North China: State, Market, and Environmental Decline, 1690s-1990s*. Stanford, Calif.: Stanford University Press, 2007, p.159.

(7) 先行研究は粥廠の設置場所を根拠に、開設要因として流民や城内の貧困を推定したが、開設地選定における官府の言辞を十分に検討していない。救荒関係の文書中には形式化したと思しき表現がまま見られるが、官府の論理を探るために、その含意を解する作業が必要である。

(8) 例えば、咸豊年間是比较的軽度の災害であったが粥廠開設日数が長いなど、災害と粥廠運営とは必ずしも相関関係にあった訳ではない(邱前掲論文、二四六〜二四七頁)。

(9) Li, *op. cit.*, p.159.

(10) 邱は光緒九年の増設について、郊外のみ言及し城門付近を取り上げていないが、これは『徳宗實錄』に城門付近の臨時粥廠に関する記述が見られないためだと思われる。

(11) 周家楣(道光十五(一八三五)〜光緒十二(一八八六)年)は、江蘇省宜興県の人、字は小棠。咸豊九年の進士。

順天府府尹時代の二度にわたる賑濟、隣省賑濟への協力などにより、「周京兆」と評され(民国『光宣宜荆統志』卷九上・名臣)、また『清史稿』列伝二二九所収の伝では、周の主導した光緒九年の救荒が高く評価された。『期不負齋全集』は、周の死後、光緒二十一年に刊行された。本稿では、中国近代史料叢刊、第九二輯一四所収の『期不負齋政書』を用いた。なお、本書収録の文書には年月日が附されておらず、各巻該当年のみ判明する。本稿で使用する巻のみ記せば、政書四・府尹書二が光緒七〜九年、政書五・府尹書三は光緒九、十年である。

(12) 清代北京で救荒に関与したのは、都察院管轄の五城御史、歩軍統領衙門、順天府、附郭の大興・宛平両県である。行政機構については、呉建雍『北京城市發展史 清代卷』北京・北京燕山出版社、二〇〇八年、四〜九頁。

(13) 光緒『大清會典事例』卷一〇三五・都察院三八・五城・飯廠。邱前掲論文、二二九頁。

(14) 例えば、『金吾事例』章程卷六(東洋文庫蔵)に挙げられたのは、給孤寺廟・佑聖寺廟(中城)、安国寺(南城)、永光寺・徳勝門大関北頭路西(北城)、法華寺・朝陽門外北海会寺・広渠門外積善寺(東城)、増寿寺・阜成門外万明寺(西城)である。一部は康熙二十九年の開設寺廟と重複し、

北海会寺のように北京城外の立地となる寺廟も含まれている。なお、光緒年間には一五カ所の「五城飯廠」が確認される（中国第一歴史檔案館蔵、軍機処録副奏摺（以下、録副と略）、03-107-580-20、光緒三年三月十五日、巡視中城給事中文明等上奏）。

(15) 光緒『大清會典事例』卷一〇三五・都察院三八・五城・飯廠。邱前掲論文、二三四～二三六頁。

(16) 邱前掲論文、二三三頁。なお、邱は後者を「村廠」と呼ぶが、本稿ではこの名称を用いない。それは、清末における郊外粥廠が城門付近粥廠と密接な連関のもとに捉えられたと考えるためである。

(17) 邱は、清末内城城門外の増設粥廠増加の背景を、外来流民に触れつつも城内旗民の貧困に求めており（邱前掲論文、二三三頁）、郊外と併せて増設されていたことに注目していない。

(18) 光緒『順天府志』卷一二・廠局。後に官營化していった普濟堂については、夫馬進『中国善会善堂史研究』同朋舎、一九九七年、一六七～一七〇頁、第八章。

(19) 『申報』「光緒四年三月十三日京報全録」榮祿等上奏、光緒四年三月二十五日。

(20) 光緒『順天府志』卷一二・廠局には、非官府運営の粥

廠に対して官府が穀物等を支出する事例を複数確認できる。江南に比して、北京における民間人の活動は、官府に対して自立的とはいえない（邱前掲論文、二五六頁）。城門付近および郊外の臨時粥廠の拡大と民設粥廠の展開が時期を同じくしたことは注意すべきであり、官設粥廠との連関が推察されるが、そのみではないと思われる。これと関連して、同治年間以降の北京における善堂関係の史料に「官紳」という語が散見され、そうした善堂には官府の資金援助が行われていた。資金援助を受けた民設粥廠も「紳士」が運営した。このような清末北京の「紳士」による救済については、別稿にて論じたい。

(21) 中国第一歴史檔案館蔵、順天府檔案（以下、順檔と略）、28-1-9-005。滿漢御史の派遣は、乾隆二十四年には確認される（『高宗實錄』卷五九九、乾隆二十四年十月丙申の条）。

(22) さらに、施粥業務には下働きとして乞丐が関わったようである（村上正和『清代北京の乞丐頭と社会秩序』『社会经济史学』七八巻四号、二〇一三年、二二頁）。

(23) 順檔、28-1-49-005-006、咸豊七年六月十五日。一九世紀半ば以降の委員とは、督撫によって釐局などの公局に送られた官員であり候補知県などの肩書きを持つ者とされる

が(岩井茂樹『中国近世財政史の研究』京都大学学術出版会、二〇〇四年、一三三頁)、この委員も候補官である点は共通する。

(24) 順檔、28-149-026、咸豐七年九月十二日。「查、前蒙憲臺飭委內城六門外粥廠委員、今已屆滿一月、應行更替。」

(25) 順檔、28-149-024、咸豐七年九月十日。「所有各門外粥廠散放日久、委員復隨時更換。誠恐日久弊生、關係匪淺。」

(26) 『文宗實錄』卷二二九、咸豐七年六月丙辰の条。

(27) 邱前掲論文、一三三、一三七～一三九頁。

(28) 順檔、28-149-010、咸豐。「臣愚竊就飯廠之地、計之寬多在于城外。而城內旂民恐難霑惠也。查、五城飯廠、東城有朝陽門外一廠、西城有阜城門外一廠、北城有德勝門外一廠。若粥廠添設于內城六門之外、則此三門既有飯廠。又有粥廠未免重複、而城內竝無一廠設于其間。恐附近六門者可以出城領食、而距門較遠者難以實惠均霑。蓋時值盛暑、放飯放粥均須于早晨清涼時開廠。領食者尚多老弱婦孺殘疾之人、若使奔于數里之外、既已慮其不能。且恐赶到、而粥已放完、則求食而來不得食。而返必將有道路之慮。此情尤爲可憫。」

(29) 初出順に挙げると、東壩、蘆溝橋、黃村、清河、樹村、探育、大井、礼賢鎮、定福莊、龐各莊、榆堡、青白口、長

辛店、孫河、趙村、鮑家莊、張家灣、馬駒橋、大紅門である。

(30) 邱前掲論文、二五二頁。

(31) 光緒『順天府志』卷二二・地理志四・治所。

(32) 録副、03-107-522-52、光緒九年八月二十五日、順天府上奏。この上奏は『全集』政書五・府尹書三「請開近京各鄉鎮粥廠疏」に当たると、語句の異同が見られる。この京官派遣は嘉慶七年が端緒とされる(邱前掲論文、二五一頁)。

(33) 同治十年に蘆溝橋粥廠へ監放として派遣された色普哲訥は、体調不良で医者にかかるうとしたが蘆溝橋に適當な医者がいないため北京に戻った(清代宮中檔奏摺及軍機處檔摺件、110571、同治十年十一月十八日)。

(34) 『高宗實錄』卷二〇五、乾隆八年十一月己酉の条。

(35) 『高宗實錄』卷六七、乾隆二十七年九月戊寅の条。

(36) 『高宗實錄』卷八九四、乾隆三十六年十月丙子の条。

(37) 『欽定辛酉工賑紀事』卷三〇、嘉慶七年二月十九日、上諭。ただし、この史料の編纂における強い政治的思惑については、堀地明「嘉慶六(一八〇一)年北京の水害と嘉慶帝の救荒政策」(村上衛編『近現代中国における社会経済制度の再編』京都大学人文科学研究所、二〇一六年)を参照。

(38) 『宣宗實錄』卷五五、道光三年七月乙酉の条。

(39) 『宣宗實錄』卷三三〇、道光十三年正月丙申の条、卷二二三、道光十三年三月甲申の条。

(40) 『文宗實錄』卷二二九、咸豐七年六月丙申。『穆宗實錄』

卷二〇七、同治六年七月乙卯、卷三一九、同治十年九月丙申、卷三四二、同治十一年十月乙卯、卷三五七、同治十二年九月辛酉、『德宗實錄』卷四〇、光緒二年九月壬戌、甲戌、卷六〇、光緒三年十月乙巳、卷六四、十二月庚子、卷六九、光緒四年三月丙辰、卷一六八、光緒九年八月辛酉、卷二八六、光緒十六年六月辛亥、卷三二五、光緒十九年六月癸酉、卷三二九、十月戊辰、卷三五二、光緒二十年十月庚午の各条。ただし、光緒四年の盧溝橋への増設では付近郷村の困苦が挙げられており、全く言及されなくなった訳ではな。

(41) Li, op. cit., pp. 270-277. なお、こゝで「丁戌奇荒」については、何漢威『光緒初年(1870-1879) 華北の大旱災』香港：中文大學出版社、一九八〇年に詳しい。

(42) 『申報』「京師稍聞」光緒九年六月初六日。

(43) 『申報』「都中近聞」光緒九年七月初五日、「霖霖為患」光緒九年七月初七日。

(44) 『申報』「通州冠水」光緒九年七月十七日。

(45) 『張之洞全集』卷八八・公牘三・咨札三「札清源局籌濟

畿輔災賑」(石家莊：河北人民出版社、一九九八年)、『申報』「都門大雨」光緒九年七月二十七日、「津沽信息」光緒九年八月初八日など。

(46) 李文治編『中国近代農業史資料 第一輯』北京：生活・讀書・新知三聯書店、一九五七年、七三三～七三五頁の表参照。

(47) 中国第一歴史檔案館編『光緒宣統兩朝上諭檔』(桂林：廣西師範大學出版社、一九九六年。以下、『上諭檔』と略)第九冊、1062、1139～1140頁、光緒九年七月十五日。

(48) 『全集』政書五・府尹書三「通籌順屬振撫全局籲請撥銀散放疏」。

(49) 『全集』政書五・府尹書三「遵旨留養災民隨時資遣疏」。

(50) 『全集』政書四・府尹書二「会奏留養資遣直東災民疏」。

(51) 録副「03-107-592-50」光緒九年八月十三日、張人駿上奏。「一、京外四隅、請設粥廠、以安流氓也。夏秋以來、淫雨遇甚、河決成災、近京一帶低區、被淹廬舍漂沒、小民蕩析離居、紛紛至京乞食。甚至有病不能行沿途倒斃者。災黎麇集、露宿風棲、穢氣薰蒸、疵厲斯作。京城內外、近日時疫盛行、未始不由於此。今五城暨盧溝橋等處粥廠、已蒙恩賞米石、災黎足資餬口。惟思地面太廣、人數較多。可否敕下順天府、再於京外四隅、籌款添設粥廠數處。查明外來人

口、給予牌票、按日施粥。竝擇寬大地方或公所廟宇、安插棲止。一面派員彈壓。俟水涸之日、分別遣令歸耕。如此、則流民得所、不致瀕入城市、而疫氣亦免流行矣。」

(52) 『上諭檔』第九冊、no.766、二七二頁、光緒九年八月十四日。

(53) 録副、03-107-5592-52、光緒九年八月二十五日、順天府。『全集』政書五・府尹書三「請開近京各鄉鎮粥廠疏」。

「六城門外」と「近京各鎮」各粥廠は、前者が内城臨時粥廠、後者が郊外臨時粥廠を指す。

(54) 録副、03-107-5592-47、光緒九年八月十一日、巡視中城給事中安祥等上奏。『申報』光緒十年四月二十日京報全録

光緒十年五月初七日、巡視中城給事中安祥等上奏。

(55) 録副、03-107-5592-125、光緒九年十二月二十七日、掌陝西道監察御史俊又上奏。

(56) 『上諭檔』第九冊、二七九頁、no.790、光緒九年八月二十五日。『全集』政書五・府尹書三「近畿六鎮粥廠請一律停止疏」。

(57) 『全集』政書五・府尹書三「統開粥廠平糶局片」、「各門粥廠定期九月間停止片」。

(58) 『申報』「諭旨恭錄」光緒九年九月初三日。

(59) 『全集』政書六・府尹書四「九年振災報銷疏」。ただし、

この数字には光緒十年分経費が含まれていない。光緒九年の平糶米の余剰が、光緒十年の粥廠に転用されたようである。

(60) 『全集』政書五・府尹書三「請開近京各鄉鎮粥廠疏」。こゝで言及される数字は先例の同治六年のものだが、光緒九年の事例において一日に煮炊きされる粥の量の記載が看取されないため、同様の実施になったと考えられる。

(61) 『全集』政書五・府尹書三「近畿六鎮粥廠請一律停止疏」。

(62) 録副、03-107-5592-47。

(63) 録副、03-107-5592-48、光緒九年八月十一日、巡視中城給事中安祥等片奏。各施設の各月支給数は以下の通りである。中城：朝陽閣（粟米六十石）、東城：臥仏寺、育嬰堂（粟米各三十石）、南城：打磨廠（粟米六十石）、西城：長椿寺（粟米六十石）、甌塔胡同閔帝廟（粟米三十石）、北城：円通観、梁家園（粟米各三十石）。

(64) 『全集』政書六・府尹書四「九年振災報銷疏」。

(65) 録副、03-107-5592-52。「一據報災、即撥銀委員、先行拯濟。屢經切飭各州縣出示曉諭、令災民在境待賑、萬勿流離到京。轉致遺漏、本境振撫。竝敬謹宣布皇仁、悉力廣籌振款。俾知文告之言必可信、期免此患。究竟民情難以豫料、

而現在大宛所屬村莊亦經稟報災歉、則近京各鄉鎮揆諸情勢、即應先設粥廠。俾附京貧民得以果腹。現飭大興宛平兩縣妥速備辦。擬於九月十五日開廠。」

(66) 同上。「惟近京各鎮原設粥廠七處內、有西路之蘆溝橋。業經前任西路同知鄒在人籌捐經費集款生息。竝由臣衙門歲撥銀兩、歷年奏請賞撥粟米。由西路同知經理煮放。」

(67) 『全集』政書五・府尹書三「遵旨留養災民隨時資遣疏」。「於黃村龐各莊粥廠、經欽派稽查大臣、轉飭委員搭蓋煖廠添備屋舍、以養流民。(中略) 黃村粥廠委員稟領經費、租得粥廠迤東歇業脚店兩所。龐各莊先後搭蓋房屋、均隨時留養難民。」

(68) 『全集』政書五・府尹書三「資遣留養災民情形片」。「維時臣等以山東直隸災民到境、必須妥爲安置。已先期於六鎮粥廠、遇有流民覓地、安置給以粥米棉衣。竝仿暖廠辦法、俾免饑寒交迫。復於良鄉固安來京大路、先後設廠截留。一竝妥爲綏輯。」北京への流入阻止対策は、大興宛平兩県より広域な範圍を対象として行われようとしたことが窺える。

(69) 乾隆年間江蘇での外来乞丐への対処において、棲流所が閉じ込め機能を有したことが指摘される(太田出『中国近世の罪と罰——犯罪・警察・監獄の社会史』名古屋大学出版会、二〇一五年、二八二頁および註三四)。

(70) 『全集』政書五・府尹書三「請開近京各鄉鎮粥廠疏」。「俟京城各粥廠於九月初一日開廠、及各鎮開廠後、察看人數多少、酌核情形、再於六城門外量爲開設。」なお、ここで九月一日開始とされたのは普濟堂・功德林兩粥廠である(録副、03-107-529243、光緒九年八月初五日、順天府上奏)。

(71) 『全集』政書五・府尹書三「統開粥廠平糶局片」。「除六鎮業經開設煮放外、所有六門外粥廠、原擬照案、於安定門外正高廟、東直門外廣福院、朝陽門外觀音寺、德勝門外華嚴寺、西直門外天仙廟、阜城門外圓廣寺、隨後查看情形、續行開放。旋查各門外、有經各官紳及各善堂開設粥廠之處。臣等公同商酌、不若改擇未有粥廠各門設立、以期附近居民便於領食。現定於十一月十五日、除阜城門外圓廣寺、西直門外天仙廟、照案開設外、復於左安門內吉祥菴、東直門外行宮廟、南西門外蓮海寺、擇地另行開廠。共計五處、一律辦理。」

(72) ただし、粥廠開設には一定程度の広さをもつ寺廟を必要としたため、以前官府が粥廠を開設した場所に、別の運営主体による粥廠が開かれていた可能性は少なくないと思われる。

(73) 嘉慶年間の郊外粥廠について、大興宛平兩県による粥廠既設の地(蘆溝橋・黃村・採育)に、新たに上諭による

増設が決定した際には、中央派遣の官僚が既設の施設を利用し、両県運営の粥廠は別の場所で運営することになった。『欽定辛酉工賑記紀事』卷三〇、嘉慶七年二月二十二日、汪承霈・閻泰和上奏。先述のように郊外粥廠は交通の要所に配置されていたことから、同一鎮に複数廠が開設されることによる不都合は想定されなかったのだろう。対照的に北京城城門付近では、粥廠所在地の分散に意義が見出された点が注目される。

(74) 嘉慶初めのことだが、城内居民は城外廠へ赴かないと指摘されていた(『欽定辛酉工賑記事』卷三四、嘉慶七年三月二十四日、慶桂等上奏)。

(75) 『全集』政書五・府尹書三「近畿六鎮粥廠一律停止疏。清代宮中檔奏摺及軍機處檔摺件、127909。光緒十年閏五月二十二日、順天府上奏。」擬請將六鎮先設粥廠、於本月二十四日一律停止。其五門續設粥廠、上年設立。在後、若一時竝撤、深恐無田可種之極貧民人生計頓絕。」

(76) 『全集』政書五・府尹書三「各門粥廠定期九月間停止片」。「嗣因他廠既撤、各門就食人數日增。其多者一廠至二千數百人。茲幸大田早得透雨、秋禾收成伊邇、而氣脈尙未能貫注於此等極貧無籍之人。應俟九月間官紳各粥廠逐漸開辦。各貧民所就食、則各門之廠雖停、亦不致頓絕生計。擬

請將續設五門各粥廠、於九月二十八日一律停止。」(77) 前述のように、五城粥廠は光緒十年五月初めに閉鎖した。紳士が運営する外城粥廠は十月一日に開始予定であった(録副、03-107-5593-3、中城御史上奏)。

(78) 『全集』政書五・府尹書三「資遣留養災民情形片」。「已先期於六鎮粥廠、遇有流民覓地、安置給以粥米棉衣。竝仿暖廠辦法、俾免饑寒交迫。(中略)已到城內者、分送普濟堂功德林安插。其有自投寺廟廊廡、就近赴粥廠領粥者、隨時資以棉衣。有病資藥餌、勸其到堂靜候資遣。旋以春耕期屆、凡災民自願回籍者、均經照章給以銀錢車輻、陸續資遣、各回本籍。現在六鎮粥廠竝撤(中略)先後資遣將竣。惟山東直隸等處災民中、有因被災流離全家失散、止餘一身。而其人又係老病殘廢、及孀居之婦無家可歸者、即資以銀錢、旋籍亦無生計。仰體聖朝仁施不使一夫失所之意。擬於本月二十四日普濟堂功德林止廠後、由各處粥廠、將此項災民交普濟堂功德林收養。按日計口授食、列屋編號、分別男婦、俾資安度。原在兩堂之貧民、力能傭趁者既可自食。其力否、則亦可就五門粥廠覓食。其老貧孤孀不能就食者、仍在堂留養。有此安置之地、亦不致一朝乏食。」

(79) 郊外粥廠のうち流民收容施設は北京南方の黃村・龐各莊に設けられ、流民は固安・良鄉両県を通つて来京すると

される(前掲註(67)・(68)参照)。

(80) 光緒二年には、「嗣後、樂善好施添設粥廠者、概在城外地方、妥爲設立」との上論が出ている(光緒『大清會典事例』、卷一〇三五・都察院三八・五城・飯廠)。

(81) 高橋前掲書、六七〜八〇頁。ただし、自然災害の規模としてこの旱災には及ばない光緒九年の水害で、かかる流民対策としての粥廠が行われた背景には、華北独自の要因があったと思われる。

(82) 池子華『中国流民史 近代卷』合肥：安徽人民出版社、二〇〇一年。高橋前掲書、二九五〜二九六頁。

(83) 録副、03-107-5581-777。光緒三年三月十五日、江南道監察御史曹秉哲上奏。「竊、京師爲根本重地、防範不容稍疏、內城地面密邇、禁垣尤當嚴肅整齊、非外來飢民所宜聚集。臣聞崇文・宣武兩門內、東西均設有粥廠、係好善者捐貲湊辦。原屬義舉。惟每廠領食之人、多至數千。萬一稽察不周、宵小從而溷跡殊非慎重之道。可否將內城各粥廠、概令移於

城外安置、以省提防。雖粥廠遷移於內城、貧民覓食稍嫌遠隔、然地方關緊要、似不可曲爲將就也。」

(84) 録副、03-107-5581-91、光緒四年三月二十六日、周鶴片奏。「乃臣近聞、搶奪食物者、仍未斂迹。竝聞、每日城內外各廠領粥飢民往往土著者、爭先得飽。外來者落後枵腹。因此街市日有餓斃、半皆外來流民。」

(85) 本稿の考察とは時期を前後するが、根無新太郎「一八六〇年代、清朝中央による首都防衛構想について——直隸練軍試論を兼ねて」『東洋學報』第九九卷第四号、二〇一八年、を参照されたい。

〔付記：本稿脱稿後、村上正和「嘉慶・道光期の北京における救貧体制と流民問題」『東洋學報』第一〇〇卷第三号、二〇一八年を得た。本稿と密接に関わるため、併せて参照されたい。〕

(千葉大学大学院 人文社会科学科 博士後期課程)

ment of *qianxiang* and the levies which funded it. By grasping the nature of how *qianxiang* was funded, the author identifies two categories among its fiscal sources, i.e. the stable and unstable sources. The author finally turns to the manner in which the Ministry of Revenue, as a central government agency, attempted to manage those sources, concluding that the collection of levies for funding *qianxiang* and its appropriation during the She-An Rebellion would have had to have full approval of the central government through all phases from beginning to end.

### Soup Kitchens in Beijing during the Late Qing Period

MURATA Ryohei

This article examines the background to the government's operation of soup kitchens (*zhouchang* 粥廠) in Beijing in the late 19th century. During that time, especially in Beijing, soup kitchens deemed important in providing famine relief.

It has already been pointed out in the research to date that soup kitchens in Beijing were frequently operated from the beginning of the 19th century in response to such urban problems as transients and wealth discrepancies between the rich and the poor. What seems to be lacking, however, is ascertaining the government's overall logic regarding famine relief efforts and analysis of individual cases based on long-term trends. That is why the present article focuses on the case of soup kitchens temporarily operated during the 9th year of the Guangxu 光緒 Era (1883), based on documents written by Zhou Jiamei 周家楣, then governor of Shuntian 順天 Prefecture, to examine the process of the project.

Soup kitchens in Beijing during that time can be divided into three types: government-operated regular and provisional facilities, and private sector kitchens. Provisional kitchens would be set up near the gates of Beijing and in its suburbs. Then from the Tongzhi 同治 Era (1862–74) on, opening provisional kitchens became more and more frequent, with kitchens operating in both locations during the same year.

In 1883, Shuntian Prefecture did not follow the locational formula for

provisional soup kitchens, deciding rather to choose sites which did not overlap with existing ones. Moreover, the rule that provisional kitchens at the gates be located at the Inner-City gates was expanded to include kitchens at the Outer-City gates. The closure of the provisional facilities was implemented first in the suburbs, then at the gates, indicating that the Shuntian Prefecture government planned the operation of soup kitchens in and around Beijing Castle in holistic, organic terms.

It was in this way that provisional soup kitchens were designed to serve transients in the region rather than the resident population of the suburbs, in response to changes occurring both in Qing Dynasty governance and social conditions during the latter part of the 19th century.

European Piracy in the Western Indian Ocean and the Response  
of the Mughal Government: An Analysis of the Negotiations between  
the Mughal Government and the Dutch East India Company (c. 1690–1710)

KATO Shinsaku

From the 1690s onward, European pirates frequently plundered the sailing ships of Mughal subjects in the Western Indian Ocean. In response to such acts, the Mughal government demanded the European East India companies at Surat to investigate and root out the pirates under threat of prohibiting trade, which created a stalemate requiring the Mughal government and the companies to negotiate a settlement. This article explores the negotiation between the Mughal government and the Dutch East India Company (*Verenigde Oostindische Compagnie*, VOC), examining the following three aspects.

First, the author examines the respective roles played by the Mughal court and its local authorities at Surat in response to the acts of piracy. The governor of Surat took some measures against the piracy upon hearing the news of it, and reported the measures to the court for the court's approval. When the court judged them inappropriate, it gave the governor instructions about a proper course of action. The court kept in close contact with the local authorities in order to take more effective measures, and played an important role in the response to the acts of piracy.